

指定居宅介護支援

運 営 規 程

社会福祉法人 潤青会

利根いこいの里 居宅介護支援センター

利根いこいの里居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人潤青会が開設する利根いこいの里居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者が在宅において、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努める。なお、入院時における医療機関との連携を促進する観点から居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者及びその家族に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼をすることを契約時に説明を行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者及びその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 利根いこいの里 居宅介護支援センター
- (2) 所在地 埼玉県加須市大越 1933 番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1人
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供を行うものとする。
- (2) 主任介護支援専門員 常勤1人以上配置
主任介護支援専門員は、居宅介護支援業務に加え、介護支援専門員に対する助言や指導の他、地域課題の解決に向けた対応等を行う。
- (3) 介護支援専門員 常勤3人以上配置
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (4) 事務員 常勤1人配置（兼務）
介護支援専門員の事務処理の補助等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、年間の休日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 8:30～17:30
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議開催場所 事業所相談室及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問の頻度 月1回以上必要に応じて訪問
- (5) モニタリングの結果記録 月1回以上

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業の実施地域を越える地点から、片道概ね10キロ未満 300円
- (2) 事業の実施地域を越える地点から、片道概ね10キロ以上 600円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、加須市・羽生市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する居宅介護支援サービス提供において事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

2 指定居宅介護支援サービス提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について速やかに損害賠償を行う。守秘義務に違反した場合も同様とする。

3 利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償責任を減じることができるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回以上
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回以上
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回以上
- (5) 介護予防に関する研修 年1回以上
- (6) 感染症に関する研修 年1回以上
- (7) 継続研修 年1回以上
- (8) スキルアップ・レベルアップ研修 年2回以上

2 従業者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人潤青会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実地するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年12月21日から施行する。

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月21日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

この規定は、平成21年9月1日から施行する。

この規定は、平成22年3月23日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月21日から施行する。

この規程は、平成23年5月21日から施行する。

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

この規程は、平成27年4月21日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。